

●香川県広域水道企業団監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年1月29日

香川県広域水道企業団監査委員 石垣佳邦
同 武田宏之

1 監査対象機関

総務企画課

財務課

財産契約課

計画課

浄水課

工務課

水質管理課

高松ブロック統括センター

中讃ブロック統括センター

西讃ブロック統括センター

東讃ブロック統括センター

小豆ブロック統括センター

広域送水管理センター

2 監査対象期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

3 監査対象事業

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査実施期間

令和2年6月25日から同年11月20日まで

5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、次のとおりである。このほか、軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳重かつ適正な管理に留意するよう要望した。

(1) 監査委員総括

事務処理等の一部において改善、検討等を要する事項が見受けられた。

今後、事務の執行に当たっては、指導事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは、地方自治法第292条において準用する同法第199条第14項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

(2) 指摘事項

該当事項なし

(3) 指導事項

ア 物品の購入に係る支払の遅延があった。（財産契約課）

イ 土地等の賃貸借契約書に相手方の押印が漏れているものがあった。（高松ブロック統括セン

ター（旧三木事務所関係）